

令和 5 年

第 4 回議会臨時会会議録

自 令和 5 年 11 月 27 日

至 令和 5 年 11 月 27 日

福島県会津坂下町議会

令和5年第4回会津坂下町議会臨時会会議録

令和5年11月27日から令和5年11月27日まで第4回臨時会が町役場議場に招集された。

令和5年11月27日 午前10時40分

1. 応招議員（13名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	6番 渡部正司	7番 佐藤宗太
8番 山口 享	9番 青木美貴子	10番 渡部順子
11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子	13番 小畑博司
14番 水野孝一		

2. 不応招議員（1名）

5番 横山智代

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時40分）

なお、5番 横山智代君より所用のため、欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として6番 渡部正司君、7番 佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

本日ここに、令和5年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、福島県人事委員会勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し、職員の給与も改定するため、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例」1件、「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」他、補正予算8件の計9件のご提案となります。

上程いたします案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりですが、なにとぞ慎重なご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

◎議案第55号から第63号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

議案第55号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第63号「令和5年度 会津坂下町 水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第58号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第59号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第60号 令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第61号 令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第63号 令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第55号について説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。私からは、議案第55号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し町条例を改正するものです。

改正の内容は、月例給については民間給与との格差を調整するため、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引上げ改正し、4月に遡って、給料表を平均で1.19%引き上げるものです。期末・勤勉手当につきましては、民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当を0.10月上回る結果となったことから、給料表及び

期末・勤勉手当の支給月数を改めるものです。

また、職員の通勤手当に関しても、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実状等を踏まえ、県に準拠し改正するものです。

この改正条例の第1条は、県の改正に準拠し給料表の改正と期末・勤勉手当の支給月数の引上げ分0.1月分を12月に支給するよう改めるもので、第2条は、通勤のため自動車等を使用する職員の通勤手当の月単位の上限額を、福島県の上限額に合わせ70,600円に改めるとともに、令和6年度以降は期末・勤勉手当の支給月数を6月及び12月にそれぞれ0.05月ずつ加算するよう改めるものです。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により説明を申し上げますので、新旧対照表の第1条参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。改正後の字句等に句読点が含まれますが、説明する際には、省略いたしますので、あらかじめご了解を賜りますようお願い申し上げます。

1ページの第20条第2項は「、6月に支給する場合には」を加え、また「、12月に支給する場合には100分の125」を加えるものです。同条第3項は「、「100分の125」とあるのは「、「100分の70」」を加えるものです。

第21条第2項第1号は「、6月に支給する場合には」と「、12月に支給する場合には100分の102.5」を加え、同項第2号は「、6月に支給する場合には」と「、12月に支給する場合には100分の50」を加えるものです。

さらに、別表第1（第3条関係）の行政職給料表を6ページまでの通り改めるものです。

次に、7ページの第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第12条第2項第2号は「70,600円」に改めるものです。第17条は「給料の月額、」に改め、「及び寒冷地手当」を加えるものです。

第20条第2項は「100分の122.5」に改め、同条第3項は「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改めます。

第21条第2項第1号は「100分の100」に改め、同項第2号は「100分の48.75」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、7ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条第1項は、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

第2条は、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。というものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第56号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。私からは、議案第56号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

第1条 歳出予算の補正は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による、とするものです。

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書の1 ページをご覧ください。

1 総括の歳出につきましては、1 款 議会費から13 款 予備費まで、歳出科目間の調整により、補正額は0円となり、予算総額に変更はございません。

財源内訳につきましても、一般財源での調整となることから、増減はございません。

今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会勧告に基づき県職員の給与改定に準拠した人件費の補正となります。

本年度の勧告の内容は、月例給については、民間給与との公民較差を埋めるため、初任給を中心に、若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を改定、また、一時金についても、民間の支給実態に基づき0.1月引上げ、年間支給月数を4.45月分とする、というものでした。

本町におきましては、全職員167名の月例給を月額7000円から12,000円引き上げ、また、それに伴う、時間外手当・共済費及び特別会計への繰出金の増額となります。

さらに、会計年度任用職員159名についても、常勤職員同様に遡及改定となります。

2 ページをご覧ください。2 歳出についてご説明いたします。

1 款1 項1 目 議会費 補正額12万3千円の増は、議会事務局職員の人件費を計上しました。

2 款1 項1 目 一般管理費 補正額1,049万6千円の増は、行政管理班等の職員の人件費を計上しました。

3 ページをご覧ください。6 目企画費は、地域づくりコーディネーターの人件費を計上しました。

4 ページをご覧ください。9 目過疎対策費は、地域おこし協力隊の人件費を計上しました。

2 款2 項1 目 税務総務費 補正額80万9千円の増は、税務管理班職員の人件費を計上しました。

5 ページをご覧ください。2 款3 項1 目 戸籍住民基本台帳費 補正額100万3千円の増は、戸籍環境班職員の人件費を計上しました。

6 ページをご覧ください。2 款4 項1 目 選挙管理委員会費 補正額7万1千円の増は、行政管理班職員の人件費を計上しました。

2 款5 項1 目 統計調査総務費 補正額12万8千円の増は、政策企画班職員の人件費を計上しました。

7 ページをご覧ください。3 款1 項1 目 社会福祉総務費 補正額281万1千円の増は、福祉健康班と国民健康保険特別会計職員、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計職員の人件費を計上しました。

8 ページをご覧ください。3 款2 項1 目 児童福祉総務費 補正額116万円の増は、

子育てふれあい交流センター職員の人件費を計上しました。

9ページをご覧ください。4目 児童福祉施設費 補正額498万6千円の増は、保育所職員の人件費を計上しました。

10ページをご覧ください。4款1項1目 保健衛生総務費 補正額76万1千円の増及び2目予防費 109万4千円の増は、福祉健康班職員の人件費を計上しました。

11ページをご覧ください。6款1項2目 農業総務費 補正額113万2千円の増及び12ページ、3目農業振興費30万3千円の増は、農林振興班職員の人件費を計上しました。

5目 農地費 補正額17万円の増は、農業委員会及び農業集落排水事業特別会計職員の人件費を計上しました。

13ページをご覧ください。7款1項1目 商工総務費 補正額49万2千円の増は、商工観光班職員の人件費を計上しました。

8款1項1目 土木総務費 補正額47万円の増は、都市土木班職員の人件費を計上しました。

14ページをご覧ください。8款2項1目 道路維持費 補正額132万3千円の増は、除雪オペレーター等の人件費を計上しました。

15ページをご覧ください。8款4項1目 都市計画総務費 補正額51万7千円の増は、都市土木班職員の人件費を計上しました。2目 土地区画整理費 補正額12万7千円の増は、坂下東第一土地区画整理特別会計職員の人件費を計上しました。4目 下水道費 補正額36万円の増は、下水道事業特別会計職員の人件費を計上しました。

10款1項2目 事務局費 補正額67万5千円の増は、教育総務班職員の人件費を計上しました。

16ページをご覧ください。3目 子ども支援費74万3千円の増は、子ども支援班職員の人件費を計上しました。

17ページをご覧ください。10款2項1目 小学校費学校管理費 補正額9万4千円の増は、小学校用務員の人件費を計上しました。2目 教育振興費 補正額153万1千円の増は、特別支援教育支援員の人件費を計上しました。10款3項1目 中学校費学校管理費 補正額19万8千円の増は、中学校用務員及び事務補助員の人件費を計上しました。

18ページをご覧ください。10款4項1目 幼稚園費 補正額679万8千円の増は、幼稚園職員の人件費を計上しました。

19ページをご覧ください。10款5項1目 社会教育総務費 補正額48万2千円の増は、生涯学習班職員の人件費を計上しました。2目 公民館費 補正額8万1千円の増は、図書館司書の人件費を計上しました。4目 埋蔵文化財発掘調査費 補正額122万1千円の増は、発掘調査員等の人件費を計上しました。

20ページをご覧ください。5目 指定文化財管理費 補正額19万1千円の増は、埋蔵文化財センター職員の人件費を計上しました。

10款6項1目 保健体育総務費 補正額18万2千円の増は、生涯学習班職員の人件費を計上しました。

21ページをご覧ください。2目 学校給食費 補正額11万4千円の増は、学校給食センター職員の人件費を計上しました。

13款1項1目 予備費、補正額4,303万7千円の減については、歳出額の調整による減額となり、これにより予備費の総額は1,604万3千円となります。

説明は以上となります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第57号から議案第59号について説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

皆様おはようございます。議案第57号 令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和5年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいとするものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億1,847万3千円にしたいとするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上しております。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開き下さい。1の総括の説明になります。 先ず、歳入です。

6款 繰入金に129万円を追加し歳入合計を18億1,847万3千円にするというものです。次に歳出ですが、2ページになります。

1款 総務費と5款 保険事業費の合計に129万円を追加し歳出合計を歳入合計と同額の18億1,847万3千円にするというものです。財源内訳では、一般財源129万円の増となります。

3ページをご覧ください。詳細の説明となります。2の歳入であります。

6款1項1目 一般会計繰入金 3節 職員給与費等繰入金 129万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。3の歳出です。

1款1項1目一般管理費 2節 給料 38万6千円の増、3節 職員手当等 36万4千円の増、4節 共済費 18万3千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う職員5名、会計年度任用職員1名分の増分となります。

5ページをご覧ください。5款2項2目疾病予防費 2節 給料 14万4千円の増、3節 職員手当等 6万7千円の増、4節 共済費 14万6千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員1名分の増となります。

以上となります。

続きまして、議案第58号 令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和5年度 会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところに

よりたいというものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、23億9,926万3千円にしたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1ページをお開き下さい。1の総括の説明になります。

先ず、歳入です。3款 国庫支出金から7款繰入金までの合計に67万8千円を追加し歳入合計を23億9,926万3千円にするというものです。

次に歳出ですが、2ページになります。

1款 総務費から6款予備費までの合計に67万8千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の23億9,926万3千円にするというものです。財源内訳では、一般財源67万8千円の増となります。

3ページをご覧ください。詳細の説明となります。2の歳入であります。

3款2項2目 地域支援事業交付金 1節 現年度分6万円の増、4款1項2目 地域支援事業交付金 1節 現年度分6万4千円の増、5款2項1目 地域支援事業交付金 1節 現年度分3万円の増、5ページの歳出、3款2項1目一般介護予防事業費の会計年度任用職員分の人件費24万円に係る、国、支払基金、県にかかるそれぞれの負担割合分を計上しており、負担割合はそれぞれ、「国：25%、支払基金：27%、県：12.5%」となっております。

戻りまして、4ページをご覧ください。7款1稿2目 地域支援事業繰入金 1節 介護予防・日常生活支援総合事業繰入金3万円の増は、同じく会計年度任用職員分の人件費24万円に係る町負担割合分を繰り入れるもので、負担割合は12.5%で、7款1項4目 その他一般会計繰入金 1節 職員給与費等繰入金49万4千円の増は、職員分の繰り入れとなり、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

5ページをご覧ください。3の歳出です。1款1項1目2節 給料20万9千円の増、3節 職員手当等24万4千円の増、4節 共済費4万1千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う職員分の増となります。

3款2項1目2節 給料13万2千円の増、3節 職員手当等6万5千円の増、4節 共済費4万3千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う会計年度任用職員分の増となります。

6款1項1目予備費は、5万6千円の減で、5,001万6千円となります。

説明は以上です。

続きまして、議案第59号 令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和5年度 会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによりたいとするものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億511万4千円にしたいとするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1ページをお開き下さい。1の総括の説明になります。

先ず、歳入です。3款 繰入金に19万円を追加し歳入合計を2億511万4千円にするというものです。

次に歳出ですが、2ページになります。1款 総務費に19万円を追加し歳出合計を歳入合計と同額の2億511万4千円にするというものです。財源内訳では、一般財源19万円の増となります。

3ページをご覧ください。詳細の説明となります。2の歳入であります。

3款1項1目 事務費繰入金 1節 職員給与費等繰入金 19万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4ページをご覧ください。3の歳出です。1款1項1目一般管理費 2節 給料10万円の増、3節 職員手当等7万8千円の増、4節 共済費1万2千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う職員1名の増分となります。

以上、説明となります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第60号から議案第63号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。私からは、議案第60号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,081万2千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書の1ページをお開きください。

1「総括」歳入であります。5款「繰入金」を36万円増額し、補正後の歳入合計は6億6,081万2千円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1 款「下水道事業費」を 36 万円増額し、補正後の歳出合計は 6 億 6,081 万 2 千円となります。財源につきましても、一般財源が 36 万円の増であります。

3 ページをご覧ください。歳入であります。

5 款 1 項 1 目「一般会計繰入金」を 36 万円増額したいというものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 3 項 1 目「建設費」を 36 万円増額したいというものであります。

この内訳としまして、2 節「給料」15 万円の増、3 節「職員手当等」18 万円の増、4 節「共済費」3 万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 6 1 号「令和 5 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 5 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 156 万 2 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。「第 1 表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。1 「総括」歳入であります。

3 款「繰入金」を 12 万 7 千円増額し、補正後の歳入合計は 2 億 156 万 2 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款「事業費」を 12 万 7 千円増額し、補正後の歳出合計は 2 億 156 万 2 千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が 12 万 7 千円の増であります。

3 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目「一般会計繰入金」を 12 万 7 千円増額したいというものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目「坂下東第一地区事業費」を 12 万 7 千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、2 節「給料」5 万 6 千円の増、3 節「職員手当等」6 万 1 千円の増、4 節「共済費」1 万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 6 2 号「令和 5 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

令和 5 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,708 万 9 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。
今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。1 「総括」歳入であります。

3 款「繰入金」を2 万9 千円増額し、補正後の歳入合計は6,708 万9 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款「農業集落排水事業費」を2 万9 千円増額し、補正後の歳出合計は6,708 万9 千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が2 万9 千円の増であります。

3 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款1 項1 目「一般会計繰入金」を2 万9 千円増額したいというものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款2 項1 目「維持管理費」を2 万9 千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、2 節「給料」1 万円の増、3 節「職員手当等」1 万6 千円の増、4 節「共済費」3 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6 3 号「令和5 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3 号）」について、ご説明申し上げます。

第1 条、令和5 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2 条、令和5 年度会津坂下町水道事業会計予算第3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1 款「水道事業費用」を、既決予定額4 億6,082 万8 千円に90 万6 千円を追加し、4 億6,173 万4 千円に改めたいというものであります。

次に、第3 条では、予算第7 条に定めた職員給与費の既決予定額2,931 万6 千円に90 万6 千円を追加し、3,022 万2 千円に改めるものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。「実施計画」であります。詳細につきましては、4 ページの「予算明細書」でご説明申し上げます。

2 ページをお開き下さい。「キャッシュフロー計算書」であります。

資金の増加額は、補正前のマイナス5,841 万1,929 円に2,160 万207 円追加しマイナス3,681 万1,722 円となり、資金期末残高は8 億655 万8,247 円となります。

次に3 ページにつきましては、「予定貸借対照表」であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開き下さい。「予算明細書」であります。

収益的支出1 款1 項4 目「総係費」を90 万6 千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、1 節「給料」46 万円の増、2 節「手当等」29 万1 千円の増、5 節「法定福利費」8 万2 千円の増、6 節「賞与引当金繰入額」7 万3 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

5 ページをご覧ください。「実施計画説明資料」及び「損益勘定留保資金説明資料」であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入4 億8,975 万1 千円、収益的

支出4億6,173万4千円、税込当期純利益2,801万7千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,464万8千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税41万1千円を差し引き、税抜当期純利益1,295万8千円となるところであります。

補てん財源の明細は、5ページ下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第55号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「令和5年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

4ページの地域おこし協力隊についてお伺いします。私が知らないだけだと思うので詳しくお伺いしたいのですが、地域おこし協力隊の給与の支払の仕組みを教えてくださいと思います。以前、何かの説明で交付税より多く町の独自の財源を使っている、と言う事だったのですが、何が町の独自財源なのかという事と、あと、例えば会計年度任用職員であれば俸給表に準じているはずなんです、その関係で挙がっているのかどうかも分からないのですが、ちょっと詳しくお願いします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず支払方法につきましては、一般の会計年度職員と一緒にございまして、毎月どれくらいの勤務日数があつて、それを計算して給料、日額の給料になっていますので、それに基づいて給料を支給しております。

交付税から出た分と言う事になりますが、基本的には、今 480 万円上限で交付税措置をされております。給料分とその他物件費分、車のリース料とかですね。そういったものがございまして。前段としては 480 万円の範囲内で人件費と物件費は予算を編成しておりますが、やはり途中で時間外とか、休日勤務とかも含めて 480 万を超える場合、また物件費で新たな活動に必要な経費が出てきた場合についてはその都度補正等で対応させていただいておりますので、予算編成時には 480 万円の範囲内でやっておりますが、それを出た分については、これで終わりですよ、と言う事ではなくて、活動に必要な経費として、町の一般財源として支出をしている、手当をしているというようなこととございます。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

今回の補正で挙がる要因としては、会計年度任用職員の基礎の金額が上がったからなのか、勤勉手当等の手当が上がったからなのか、と言うのはいかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず、交付税がそれに対して措置されるかというところは、まだ国・県の方からは連絡が来ておりません。先ほど申しあげました会計年度任用職員同様ですので、当然 4 月に遡って給与は支給する、期末手当も支給するという事でありまして、今後交付税がどのように措置されるか、と言うところはまだこちらの方に連絡は来ておりませんが、来ても来なくても、町としては人事委員会勧告に基づいた給与改定をして、協力隊の待遇を改善していくというようなこととございます。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

14ページです。8款2項1目の道路維持費の中で、132万3千円、除雪オペレーターと言う説明がありましたが、今回の人勸では若年層に重きを置いてという説明がありました。除雪オペレーターについても同等の考え方で予算計上なのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

除雪オペレーターに関しましては、給与表上の位置づけになっているところの改定分になりますので、年齢がここでは適用されないという形になります。経験年数が長くなっても若い方もいる。ある程度ご高齢でも経験年数が短い方もいるという事になれば、若い給与表になりますので、改定分は大きいというふうに理解していただければ結構だと思います。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

ページ数で言うと17ページには学校管理費と言うことで、用務員さんの会計年度任用職員報酬について載ってございます。

町全体としては会計年度任用職員になられた方については適用がされて給与等の改善がされると思いますけれども、学校あるいは役場本体も、用務員さんという方で、会計年度任用職員外の、シルバーに委託している部分があるのかなと思います。その辺については雇用形態が全く違うので、役場に責任があるか、というとならないと思いますけれども、ただ、仕事をしていただいている以上、ブラック的な雇用ということになってしまえば改善の余地があるのではないかという風に思うのですけれども、今回の給与改定に関しても含めて、そんなことを考えていることは無いのか、お伺いしたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員お質しの通り、用務員の方々ににつきましてはいわゆる委託という形で、直接雇用ではございません。なので、給与につきましてはその委託元であります団体の給与表に基づいて行っていくという形になります。これらにつきましても様々な状況の中で所属する団

体の給与のあり方については改正等がなされることも考えられますので、来年度、再来年度という形で、委託の際には団体と協議をし、その団体の給与表に基づいた委託料の算出、という事で協議をして参りたいというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

いま、委託の件ですけれども。各委託、外部団体、各種法人、NPOも含めて、これについても同じ考え方でしょうか。お質します。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

それらについても、すべて同じという形になりますが、そもそも町と団体の業務委託に関しましては、県が示します単価表等もございますので、この職員の給与等の改正がされれば、県の委託料の単価表も積算の日額等も改正されることも予測されます。それらを参考に来年度以降の委託契約を結んでいくという形になりますので、ご了解いただきたいと思っております。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

普通に考えれば、今回のアップで、外部の委託団体とはますます離れていくような、数字的には、隔離が出ると思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

外部団体の給与のあり方等々につきましては、担当する部署で話し合ってください、給与表が変われば、来年度以降の委託の単価も変わってくると認識してございます。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「令和5年度 会津坂下町一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和5年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第57号「令和5年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和5年度 会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第58号「令和5年度 会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和5年度 会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号「令和5年度 会津坂下町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和5年度 会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第60号「令和5年度 会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「令和5年度 会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第61号「令和5年度 会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和5年度 会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第62号「令和5年度 会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「令和5年度 会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第63号「令和5年度 会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和5年 第4回 会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員